

広報
Kouhou Wakasa
わかさ

2025年
12月号
No.249



特集

その空き家、
ほったらかしで大丈夫？

特集

その空き家、 ほったらかして大丈夫？

人が住まなくなった家は、管理を怠ると老朽化や防災面のリスクが高まります。
今月号では、空き家について知っておきたいポイントを分かりやすく紹介します。

観光まちづくり課 ☎0770-45-9112



近年、町内では少子高齢化や人口減少などを背景に、利用されないまま放置される空き家が増加しています。総務省の住宅・土地統計調査によれば、全国的にも空き家は年々増加傾向で、都市部でも深刻な社会問題となっています。本町でも、長期間にわたり人が住まず、適切な管理が行われていない住宅が散見されるようになりました。

空き家が発生する理由としては、相続人の不在や所有者の遠方居住、解体費用の負担、賃貸・売却の手続きの煩雑さなどが挙げられます。また、「いつか子どもが戻つて住むかもしれない」「思い出があって手

放しづらい」といった心理的な要因から、利用していないにもかかわらず解体されないまま放置されるケースもあります。

しかし、住宅は人が住まなくなると急速に老朽化し、周辺の安全や景観に影響を与えます。適切に管理されていない空き家は、倒壊・火災・害虫の発生・不法投棄など、地域全体にさまざまな問題を引き起こす可能性があります。

そのため、空き家を単なる「個人の財産」ではなく、地域全体の環境や安心に関わる課題として捉え、適切な管理や活用を進めていくことが求められています。

放置してしまうと、 さまざまなトラブルが…。

1. 老朽化による倒壊の危険性

人が住まなくなると住宅は急速に傷みやすくなります。屋根や外壁の破損、基礎の劣化が放置されると、台風や地震時に倒壊し、周辺の住民や通行人に被害をおよぼす可能性があります。

2. 雑草・樹木の繁茂や景観の悪化

雑草や樹木は手入れをしないとすぐに伸び放題になります。隣地や道路にはみ出し、周囲の住民に迷惑をかける可能性があります。

3. 火災発生のリスク

老朽化した住宅では、放火による火災が発生する可能性があります。人目が届きにくいため、火災の発見が遅れ、被害が大きくなることがあります。

4. 不法侵入・不法投棄など治安の悪化

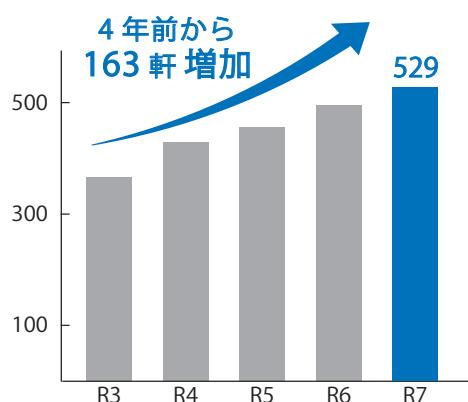
空き家は侵入されやすく、不法滞在や犯罪の拠点になることもあります。また、ごみの不法投棄が行われ、衛生環境の悪化につながります。

5. 衛生面でのトラブル

害虫（ハチ、シロアリ）や害獣（ネズミ、ハクビシンなど）が繁殖しやすく、悪臭や騒音により周辺住宅へ被害がおよぶ可能性があります。

町内の空き家軒数

町内の空き家は年々増加傾向で、4年前から163軒増加し、令和7年には529軒となりました。今後もこの傾向は続くと見られています。



空き家の管理は所有者の責任です

このようなトラブルで周辺に影響が出ている空き家について、町に多くの相談が寄せられていますが、問題の解決については、所有者自身が行うことが原則です。トラブルが発生する状況になる前の解決または、適切な管理をお願いします。

なお、町では空き家の解体に活用いただける補助金制度を用意しています。解体を検討される場合は、ぜひ本制度の活用をご検討ください。

[Next Page](#)

補助金の活用



町では、適切な空き家管理を推進するとともに、安全で安心して暮らせる地域環境を守るために、空き家の解体費用の一部を補助する制度を設けています。

「費用が心配で解体に踏み出せない」という方は、ぜひ本制度の活用をご検討ください。

<若狭町老朽危険空き家除却支援事業補助金>

	老朽危険空き家	準老朽空き家
補助額	最大 50 万円	最大 30 万円
共通要件	<p>①町内に所在し、住居その他の使用がされていないことが常態となっているもの ②木造または軽量鉄骨のもの ③老朽危険状態に至る原因が故意ではないもの ④公共工事による移転、建替え等他事業の補償対象となっていないもの ⑤国または地方公共団体が所有するものでないもの</p>	
要件	特定空き家または住宅の不良度判定基準による評点が 100 点以上のもの	昭和 56 年 5 月 31 日までに着工された木造の空き家等で住宅の不良度判定基準のうち、構造の腐朽または破損の程度の評点が 25 点以上のもの
対象者	<p>空き家の所有者、相続人または町長が特に認めるもの ただし、次の場合は補助対象外とする ・町税の滞納がある ・暴力団員等 ・他の権利者の同意を得られない場合</p>	
対象工事	<p>次の全てを満たす工事 ①空き家を解体し、敷地を更地にする工事 ②解体撤去業者に請け負わせる工事（県内に事業所を置く解体業者に限る） ③補助を受ける年度の 2 月末日までに工事完了報告ができる工事</p>	

*補助金の交付を受けるには、事前審査が必要です。詳細は観光まちづくり課（0770-45-9112）までお問い合わせください。

専門家に相談

町では、空き家や住まいに関する課題の解決を図るため、「空き家と住まいのなんでも相談会」を定期的に開催しています。

また、相続等の際にはトラブルを招くことがあるため、生前からの話し合いが大切です。認知症などで判断が難しい場合は家庭裁判所に申し立てを行い、「成年後見人」を選任することも可能です。詳しくは弁護士や司法書士にご相談ください。

住まいの悩みをまるごと解決

空き家と住まいの
なんでも相談会 先着 10 名
【事前予約制】

2026.02.06 10:00 - 16:00
パレア若狭で開催

司法書士・建築士・宅地建物取引士、税務住民課固定資産税担当職員など、専門家に無料で相談できます。

*申込みは観光まちづくり課（0770-45-9112）まで。

空き家情報バンク

大切に守られてきた家を、
次の暮らしへつなぐ仕組み。

町では、町内に点在する空き家を地域の貴重な資源として活かしていくため、「空き家情報バンク」を運用しています。この制度は、空き家を売却・賃貸したいと考えている所有者から町が物件情報を受け取り、その情報を町内外の利用希望者へ紹介することで、双方をスムーズにつなぐ仕組みです。登録された物件は、建物の状況などの基本情報とともに紹介され、移住希望者や地域で新しい生活を始めたい方に幅広く活用されています。

空き家所有者にとっては、町が窓口となることで情報発信が行いやすくなり、空き家の活用や処分の選択肢が広がります。一方、利用希望者にとっても、地域の空き家情報をまとめて把握でき、

安心して物件探しを進められるという利点があります。また、当該制度を通じて空き家を購入した場合、一定の条件のもと、補修費用の一部を助成する制度も用意しています。

こうした相互のメリットを通じて、空き家問題の解消だけでなく、地域活性化や移住促進にもつながる取り組みとして位置付けています。

若狭町空き家情報バンク登録物件数※1

延べ登録物件数	155軒
延べ成約数	110軒※2
延べ成約率	約70%

※1 2025年11月時点

※2 内訳（売買72軒・賃貸38軒）

<若狭町空き家バンク>



Interview

空き家問題は深刻で複雑 — 宅地建物取引士が警鐘

宅地建物取引士



有限会社スリーム産業

「空き家は年々増えていますね」そう話すのは、町内で不動産業を営む島津秀樹さん（小原）。「以前は使われなくなった空き家の処分に関する相談が多くつたが、今は『将来空き家になりそうで心配』という早めの相談が増えている」と話す。空き家問題への関心が広がっている証拠だ。一方、「建築基準法の改正で大規模改修に建築確認申請が必要になるケースが増え、以前より手間と費用が増したことも、リノベーションを前提に空き家購入を検討する人にとって大きな障壁だ」と島津さんは指摘する。

また、空き家の管理について「定期的なメンテナンスが重要」とも強調する。人が暮らさなくなった家は急速に劣化が進行する。定期的に窓を開けて風を通したり、水まわりに水を流すだけでも劣化の進行を抑えられるという。空き家が増え続ける今、所有者が早めに行動することの重要性は一段と高まっている。

Parea パレア若狭 音楽ホール

映画『それいけ！アンパンマン チャボンのヒーロー！』

チケット発売中

■日本中に「愛と勇気」をとどけてきたみんなのヒーロー、アンパンマン。今年の映画は、アンパンマンが“お兄ちゃん”になる！？アンパンマンの原点ともいえる愛と勇気の物語を上映します。

開催日／1月 25日（日）

時 間／開演 10:00 開場 9:30

料 金／500円（全席指定席）

※2歳以下膝上無料

（席が必要な場合は有料）

※販売席数 300席



© やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV © やなせたかし／アンパンマン製作委員会 2025

案内

パレア文化課 Tel : 0770-62-2508

わたしたちのミュージカル物語 ～3年間の軌跡・そして未来へ～

■成長を重ねてきたパレア若狭ミュージカルチームの集大成！

これまでの3作品の中で歌ってきた曲を中心にオムニバス形式でお届けします。

開催日／3月 1日（日）

時 間／開演 14:00 開場 13:30

発売日／【町民先行】12月20日（土）窓口 9:00～、電話 13:00～

【一般・WEB】12月25日（木）9:00～

料 金／一般 1,000円 高校生以下 500円（全席指定）

※3歳以下入場不可



案内

パレア文化課 Tel : 0770-62-2508

Parea パレア若狭 ギャラリー

若狭町立保育所（園） いのちかがやく子ども美術展 in WAKASA

■子どもたちの遊びは新鮮で創造性に溢れ、迫力と感動を与えてくれます。そして、思い思いに表現した絵は、子どもたちの確かな成長を物語っています。ぜひ、ご覧ください。

展示期間／

1月 15日（木）～21日（水）【3・4歳児】

1月 22日（木）～28日（水）【5歳児 修了記念展】

※火曜日休館

時 間／9:00～20:00

※初日は 13:00～



案内

とばっ子保育園 Tel : 0770-64-1100

若狭町事業所 PR 展

■若狭町には世界に通じる製品を作る事業所がたくさんあります。町内の事業所の特徴や仕事内容などをパネルや製品で紹介します。

展示期間／12月 24日（水）～1月 12日（月）

※火曜日休館

時 間／9:00～20:00

主 催／若狭町次世代定住
促進協議会



案内

観光まちづくり課 Tel : 0770-45-9112

暮らしの創作室 ワッカ

初めての日本画体験講座 【水仙を描く】(全3回)

■日本画を気軽に体験していただける下絵や絵具など基本画材がセットになった講座です。明治時代の植物画譜から水仙の花の模写を行います。美しい淡彩の日本画を描いてみましょう。※材料および画筆などの道具は準備します。

● 開催日／1月16日(金)・30日(金)
・2月13日(金)

時 間／13:30～15:30 持ち物／手拭きタオル
場 所／創作スタジオ 講 師／山本朋子
対 象／大人 参加費／【受講料】500円(各回)
定 員／8人 【材料費】4,200円(初回のみ)



案内

パレア文化課 Tel : 0770-62-2508

パレア若狭ボランティアスタッフ（パボス）募集

■パレア若狭で開催される催物の運営などのお手伝いをしていただけるボランティアスタッフ（パボス）を募集しています。高校生以上ならどなたでも結構です。

ボランティアが初めての方でも大丈夫。楽しく元気なパレアをみんなで創りましょう！

■活動内容

- ホールスタッフ…音楽ホール公演における来場者の接客など
- 図書館スタッフ…図書資料の整理、イベント補助など

■対象

高校生以上

※パボス登録票をご記入の上、パレア文化課窓口にて提出ください。

案内

パレア文化課 Tel : 0770-62-2508



▲詳細はこちら

information

年末年始の 休館日のお知らせ

誠に勝手ながら、次の期間を休館とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

休館期間

12/29(月) - 1/3(土)

チケットの購入方法

音楽ホールの公演チケットは、以下の方法でお買い求めいただけます。

①チケットカウンターで購入

②WEBで購入



③電話で予約

(当日までにチケットカウンターで受け取り)

※①、③は9:00～17:00(火曜日を除きます)



Tel.770-62-2505 Fax.0770-62-2578

にじいろのおはなし会

■図書館リブラン館こどもひろばにて、毎月第4土曜日午前11時に紙芝居をしています。参加無料で、赤ちゃんから参加できます。



日 時／令和8年2月21日(土)

11:00～

場 所／図書館リブラン館 こどもひろば

内 容／ボランティア「にじいろ」による紙芝居
料 金／無料

図書館からのオススメ本

『きみが知ってる恐竜のこと、ぜんぶまちがい』

クランプトン、ニック／著
スコット、ガヴィン／イラスト

恐竜のことはぜんぶ知ってる、そんなふうに思っていませんか？

たとえば恐竜は全身がうろこにおおわれていたとか、ティラノサウルスは人間より走るのがはやかったとか。実は全部まちがいかも？

この本には、美しいイラストとわかりやすい文章で、恐竜についての驚きの発見がぎっしり詰まっています。



■パレア若狭では、公式Instagramアカウント(@pareawakasa)を開設しています。

イベント情報やお知らせを随時投稿していますので、ぜひフォローをお願いします。



@PAREAWAKASA

▲フォローはこちらから

“農業、自営業、不動産等の事業主の方へ～税申告にご協力ください～”

農業や自営業、不動産（土地や建物の賃貸）の事業をされている方が作業等のために人を雇われた場合、雇われた方が受け取った金銭は課税にかかる所得計算の対象になります。

賃金等の支払があった場合は、金銭を受け取られた方の税申告漏れがないよう、「給与支払報告書」や「支払調書」を発行してください。

■対象者

令和7年1月1日～12月31日の間に給与等の支払い（支払額の多少にかかわらず）をした全ての従業員等（パート、アルバイト、法人役員等を含む）が対象です。農作業の手伝い等で手当てや日当を支払ったものについても対象となります。

■役場への提出期限

令和8年2月2日（月）まで

■給与支払報告書（雇用契約がある場合）…給与所得として計上

「給与支払報告書（個人明細書）」を、給与所得者の令和8年1月1日現在における住所地の市区町村長あてに、従業員ごとに作成し提出してください（地方税法第317条の6）また、源泉徴収票をご本人へお渡しください。

※中途退職の方についても、退職時の住所地の市区町村長あてに提出してください。

支払金額が30万円を超える場合に提出が義務付けられていますが、30万円以下の方についても作成し、提出していただきますようご協力をお願いします。

※青色事業専従者への給与（確定申告をしている場合も含む）に該当する場合や、源泉所得税がかからない場合であっても提出が必要です。

※マイナンバー（法人番号・個人番号）の記載が必要です。

※町県民税や国民健康保険税の課税根拠となる重要な書類ですので、正しくご記入いただき、期限内に提出してください。

■支払調書（請負の場合、雇用契約がない場合、謝礼等）…雑所得や営業所得等として計上

報酬にかかる「支払調書」を作成し雇われた方へお渡しいただき、税申告を行うようお伝えください。雇われた方ご本人の税申告が必要です。

※令和7年分用の給与支払報告書や支払調書は、税務署や、1月下旬頃から税務住民課と上中窓口で配布予定です。

※税申告についての詳細は、広報わかさ1月号に掲載予定です。

問い合わせ 税務住民課 ☎0770-45-9101

“個人事業主・法人の方へ 償却資産は申告が必要です”

■事業用資産にも固定資産税がかかります

固定資産税は、土地、家屋、償却資産に区分されます。土地、家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律によって義務付けられています。事業で使う償却資産は、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象です。令和8年1月1日時点で町内に償却資産を所有している方は、個人、法人に関わらず確定申告書とは別に償却資産申告書を提出してください。

■固定資産税（償却資産）とは

法人または個人が、事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産です。具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品などがあります。

【例】太陽光発電、パソコン、ビニールハウス、看板、工作機械 等

※自動車税、軽自動車税の対象となるものや、ソフトウェアなどの無形資産は固定資産税（償却資産）の対象ではありません。（ただし、大型特殊車両につきましては、償却資産として取り扱われ、固定資産税の課税対象となります）

■申告書類について

前年度に申告した方や新規に事業を開始した方などには12月上旬頃に申告書と記入の手引き等の書類一式を送付します。お手元に届かない場合は、以下にお問合せいただくか、若狭町ホームページから様式をダウンロードして、税務住民課へご提出ください。

申告期限：令和8年2月2日（月）

問い合わせ 税務住民課 ☎0770-45-9101



“年末年始のごみの持ち込み等について”

年末年始は、各ごみ処理施設が次のとおり休業します。また、収集日も通常と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

■年末年始の休業日

- ・エコクリル美方：12月29日(月)～1月4日(日)
- ・若狭広域サテライトセンター：12月31日(水)～1月4日(日)
- ・若狭広域クリーンセンター：12月31日(水)～1月4日(日)



▲ごみサポアプリのダウンロードはこちら

■収集についての注意事項

- ・ごみ収集日については全戸配布のごみ収集カレンダーおよびごみサポアプリをご確認ください。
- ・ごみの排出量や積雪状況により当日中の収集が難しい場合は、翌日以降に収集することがありますのでご了承ください。

問い合わせ 環境安全課 ☎0770-45-9126

“しない！させない！見逃さない！廃棄物の不法投棄・野外焼却”

～12月は、不法投棄等防止啓発強調月間です。～

◎何人も、みだりに廃棄物を捨てたり、野外焼却を行ったりしてはいけません。

◎自分の土地に廃棄物を捨てた場合でも不法投棄になります。

◎不法投棄や野外焼却は、廃棄物処理法違反で罰せられことがあります。

粗大ごみや建設廃材などの様々な廃棄物を山林などの人目につきにくい場所に不法投棄する事例が発生しています。また、廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）も法律で禁止されていますが、一向に後を絶ちません。次のような場合は、廃棄物処理法により、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金刑（またはこの併科）に処せられます。

①みだりに廃棄物を捨てた場合

②廃棄物を焼却した場合

（たき火やどんど焼きなど、法令で定められた方法や公益上または社会の慣習上やむを得ない場合を除く）

③法令で定められた方法によらずに、指定有害廃棄物「硫酸ピッチ」を保管、収集、運搬または処分した場合

私たちの郷土である福井の美しい自然と生活環境を守るために、県では監視パトロールや監視カメラの設置等を通じて、不法投棄をさせない環境づくりに取り組んでいます。私たち県民一人ひとりが監視役になって、廃棄物の不法投棄や悪質な野外焼却を防ぎ、住みやすい生活環境をつくっていきましょう。

家庭で不用になった家電製品は、家電リサイクル法に基づき家電小売店に引き取ってもらうなど、適正に処分しましょう。

廃棄物の不法投棄や野外焼却を見つけたときは、不法投棄110番、最寄りの健康福祉センター、または役場や警察署（交番・駐在所）に通報してください。

【不法投棄110番】

設置場所	電話番号等	対象区域
福井県循環型社会推進課 福井市大手3丁目17-1	☎ 0776-20-0584 ✉ junkan@pref.fukui.lg.jp	県下全域

問い合わせ

環境安全課

☎0770-45-9126

“令和7年度第3回狩猟免許試験の実施について”

令和7年度の第3回狩猟免許試験を次のとおり実施します。

■試験日時

令和8年3月8日（日）9:30～16:30

■場所

福井県立大学永平寺キャンパス

■申込期間

令和8年2月3日（火）まで

※若狭町役場でも受付可能

■その他

狩猟免許の受験料と事前講習に対する補助金を用意しています。（試験に合格後、若狭町で有害捕獲に取り組む方に限る）詳細は農林水産課までお問い合わせください。



▲詳細はこちら

問い合わせ 農林水産課 ☎0770-45-9102



暮らしに役立つ情報を届けします

“除雪作業は皆さまのご理解とご協力が必要です。”

町は道路除雪計画に基づいて町道の除雪作業を行っていますが、除雪作業にあたり、次の点についてご理解とご協力を
お願いします。

また、「みち情報ネットふくい」では、除雪車の走行軌跡を見るることができます。道路の除雪状況（いつ頃に除雪車が通ったかなど）をインターネットで公開していますので、外出時等にご確認をお願いします。

- おおむね、10cmの積雪が確認でき、さらに降ると予想される場合に除雪を行います。
- 大雪の場合は、主要道路の除雪を優先させていただきます。
- 道路沿いの大切なものや、分かりにくいものには目印をつけて表示してください。
- 道路内に倒れるおそれのある木や道路上まで伸びている枝は所有者で伐採をお願いします。
- 車を路上に駐車されると、除雪ができませんので路上駐車はやめてください。
- 除雪した雪が、農地や空き地に押し出されることがあります。
- 除雪車が通って、家や車庫の前などを塞いでしまうことがあります。
- 屋根雪や家の雪を道路に捨てないでください。
- 歩道や通学路などは、地域の皆さままで除雪をお願いします。
- 高齢者世帯など、除雪が困難な場合は、地域の皆さままで支えあって除雪しましょう。
- 大雪が予想される場合、主要道路（舞鶴若狭自動車道、国道、県道、若狭梅街道など）で予防的通行止が行われる場合があります。関係機関のホームページ等で最新の情報を確認して行動しましょう。



▲みち情報ネットふくい

問い合わせ 建設課 ☎0770-45-9104

“冬季の水道メーター検針と給水管の破損について”

冬季は水道に関するトラブルが発生しやすい時期です。ご家庭、事業所等において、次の点に十分注意してください。

■メーターボックス周りの除雪をお願いします

冬季は、積雪のためメーターボックスの位置がわからなくなってしまって、水道メーターの検針ができない場合があります。ボックス付近の除雪やボックスの位置がわかるように棒やコーンで目印を設置するなど、円滑な検針にご協力を
お願いします。

積雪等で検針ができない場合は、前月の使用水量を参考に料金を算定し、検針ができるようになった月に、実際の使用水量と加減調整させていただきます。

■漏水にご注意ください

お客様の敷地内にある水道管等は、お客様の責任で適切に管理していただくことになります。敷地内で漏水が発生して高額な料金になってしまった場合、お客様のご負担となります。
(一定の基準を満たす場合は、減免制度があります)



冬季は、給水管の凍結による漏水が多発します。屋外などで露出した水道管に発泡スチロール系の保温材、厚手の布などを巻き付けて、ビニールテープなどをしっかりと巻いて固定し、凍結防止の対策をお願いします。



▲水道メーター

■漏水の確認方法

日頃から宅内が漏水していないかを確認し、漏水の早期発見と修理をお願いします。

- (1) 屋内外にある給水栓（蛇口）を全て閉める。
- (2) メーターボックス内の水道メーターのパイロット（銀色のこま）の動きを見る。
- (3) パイロットが回っていたら漏水の可能性があります。止水栓（メーター横のバルブ）
を閉めて、町の指定工事業者に連絡してください。

問い合わせ 上下水道課 ☎0770-45-9103

“家屋を取り壊した場合は届け出をして下さい”

住宅や倉庫などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、届け出が必要です。届け出後に職員が現地を確認しますので、税務住民課税務係へ『家屋滅失申告書』を提出してください。

『家屋滅失申告書』は税務住民課の窓口および町のホームページに用意してあります。必ず取り壊した年の年末までに届け出をしてください。届け出がない場合、取り壊した家屋に課税される原因になることがあります。

問い合わせ 税務住民課 ☎0770-45-9101



“フレイルサポーター募集中”

フレイルサポーターになって、楽しく社会参加してみませんか？多くの人は、健康な状態からフレイルの段階を経て、介護が必要な状態になるといわれています。「フレイルチェック」で自分の状態を知ることができれば、予防への第一歩が踏み出せます。この予防活動を、地域で中心となって進めるボランティアが「フレイルサポーター」です。現在、一緒に活動する仲間を募集しています。ぜひ養成講座を受講して、楽しく活動してみませんか？

フレイルサポーター養成講座

	日時	場所	内容	申込締切
1部	1月28日（水）9:00～11:45	歴史文化館 2F	基礎知識	1月16日（金）
2部	2月 4日（水）9:00～11:45	リブラ若狭 講堂	実技演習	

※サポーターになるためには、1部と2部の講座を両方受講する必要があります。



▲フレイルチェックをする様子

■対象

フレイルサポーター活動に関心のある方

■参加費

無料

■持ち物

筆記用具、飲み物、メガネ（必要な方）

問い合わせ 福祉課地域包括支援センター ☎0770-62-2702

“令和7年度に＜結婚されたカップル＞

＜結婚25周年を迎えるご夫婦＞＜結婚50周年を迎えるご夫婦＞へ”

【友好町 映え♥ばえプロジェクト】

友好交流協定を締結している福井県若狭町・兵庫県多可町・鳥取県若桜町の魅力発信と交流を促進するため、「友好町映え♥ばえプロジェクト」企画を実施しています。

令和7年度に結婚されたカップル、結婚25周年を迎えるご夫婦（銀婚）、結婚50周年を迎えるご夫婦（金婚）に、記念として3町の特産品セットをお贈りしてお祝いします。

3町特産品セットをご希望の方は、2次元コードからお申込みいただくか、所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、観光まちづくり課までご提出ください。

■対象者

- ・令和7年4月1日から令和8年3月31までに婚姻届けを提出された町内在住者
- ・平成12年4月1日から平成13年3月31日に婚姻届を提出された町内在住者
- ・昭和50年4月1日から昭和51年3月31日に婚姻届を提出された町内在住者



■申込み締切

4月3日（金）

※上限人数に達し次第、受付を終了します。



◀申込みはこちら

■提出先

観光まちづくり課

問い合わせ 観光まちづくり課 ☎0770-45-9111

“不動産の住所等変更登記が義務化されます”

令和8年4月1日から、不動産の住所等変更登記の義務化が始まります。

- ・不動産の登記名義人は、住所または氏名の変更日から2年以内に変更登記の申請をすることが義務付けられます。（法人も対象となります）
- ・令和8年4月1日より前に住所等を変更した場合でも、令和10年3月31日までに変更登記の申請をする必要があります。
- ・窓口での申出またはオンラインによる簡単・便利な「スマート変更登記」をご利用いただくと、今後、住所等の変更があった場合には、登記名義人の了解を得た上で、法務局が職権で変更登記を行います。

新制度について、詳しくは、法務省ホームページをご覧いただき、法務局へお問い合わせください。



◀法務省ホームページ

問い合わせ 福井地方法務局登記部門 ☎0776-22-4988

“W 若狭町 × ジモティー”

若狭町と株式会社ジモティーは、持続可能な循環型社会の構築を目指し、12月に「リユースに関する協定」を締結しました。不要品をごみとして処分する前に、若狭町が連携するサービスを利用しリユース（再利用）することができないか、ぜひ一度ご検討ください。



■ジモティーとは

ジモティーは「誰もが気軽に使える地域の掲示板」をコンセプトに、製品を出品したり、またそれらを探したりすることができるプラットフォームです。出品カテゴリーはさまざま、家電、家具、ファッショング、雑貨品などが含まれます。

■ジモティーの特長

- ・ 利用料、手数料無料（システム内決済サービスには手数料が必要）
- ・ 0円でも出品が可能で、買取店やフリマサイトでは通常値段がつかない品物も取引が可能
- ・ スマホひとつでお手軽に出品、やりとりもチャット形式で簡単
- ・ 取引は直接手渡しだから大きな荷物でも梱包の手間なしで簡単



▲「ジモティー」公式サイトは[こちら](#)

問い合わせ 環境安全課 ☎0770-45-9126

“消火栓・防火水槽の除雪にご協力をお願いします”

消火栓や防火水槽は、火災が発生した際に使用する大切な施設です。

消防署でも積雪時には、除雪を行っていますが、大雪時には除雪が遅れる場合があります。お近くの消火栓や防火水槽の除雪にご協力をお願いします。



▲地上式消火栓

▲地下式消火栓

▲防火水槽

問い合わせ

敦賀美方消防組合 三方消防署 ☎0770-45-0119
若狭消防署 上中分署 ☎0770-62-0119

“令和7年度若狭町職員採用試験（追加募集）”

令和8年4月1日採用の令和7年度若狭町職員採用候補者試験（追加募集）を実施します。受験資格などの詳細は、若狭町ホームページに掲載している実施要項をご確認ください。申込用紙は、同ホームページからダウンロードできるほか、総務課（三方庁舎）および税務住民課上中窓口（上中庁舎）でも配布しています。

■試験職種・採用予定人数

事務職（一般枠）	…	若干名
事務職（情報技術）	…	1人
土木	…	1人
保育士	…	1人



▲若狭町ホームページは[こちら](#)

■試験期日

- 【第1次試験】1月17日（土）
- 【第2次試験】1月17日（土） ※1次試験と同日

問い合わせ 総務課 ☎0770-45-9109

INFROMATION

人のうごき Population

人口	13,110人 (前月-17人)(前年-272人) [男 6,395人、女 6,715人]
世帯数	4,923世帯 (前月-1)(前年-13)

赤ちゃん Baby

おなまえ	性別	保護者	集落
みよし 純美	ちゃん 女	裕介 友乃	さん (麻生野)
つじもと さな 辻本 沙凪	ちゃん 女	晃士 奈央子	さん (兼田)
はしづめ しき 橋詰 史祈	ちゃん 男	朋樹 海琳	さん (下夕中)
はしづめ つむぎ 橋本 純	ちゃん 女	大範 京果	さん (白屋)
あすま かずほ 東 和穂	ちゃん 女	真圭 愛加	さん (玉置)

「広報わかさ」をLINEで確認できます！

「若狭町公式LINE」では、広報わかさの最新号を配信しています。

手軽に素早く見ることができるので、ぜひご活用ください。



ありがとうございます

ふるさと納税(10月)

寄附をいただいた方々の氏名はホームページに掲載させていただいております。
2次元コードよりご確認ください。数ある自治体の中から若狭町にご寄附を賜り、
誠にありがとうございました。

氏名公表	75人
匿名	1,081人
合計	1,156人
総額	23,646,000円



▲ふるさと納税寄附者名簿
(10月分)

納付のお知らせ

項目	期別	納付期限
町県民税	第4期	2月2日(月)
国民健康保険税	第7期	2月2日(月)
1月の口座振替日		1月26日(月)
1月の口座再振替日		2月16日(月)

~ウッカリ納付忘れなし！「口座振替」による自動引き落とし～
納付の手間がなく、忘れる心配もない口座振替が便利です。
町内の金融機関や郵便局で申込みができます。

今月の表紙



たたき網漁 初漁

今月の表紙は、12月1日に初漁を迎えた「たたき網量」の様子です。

漁師の方々が大きな竹竿で水面を叩き、魚を網に追い込むその姿は、まさに町の冬の風物詩です。今年も美味しいコイやフナがたくさん獲れることを願っています。



マイナンバーカード目曜窓口(1月)

■日時：1月11日(日) 9:00～12:00

■場所：若狭町役場 税務住民課 ※要予約

三方庁舎 ☎0770-45-9106

上中庁舎 ☎0770-62-2700

■内容：マイナンバーカードの申請、交付、更新など



「広報わかさ」に関するご意見・ご感想をお寄せください

「広報わかさ」を町民の皆さんにとってより良いものとするため、広くご意見・ご感想を募集しております。下記宛に郵送・メール・Fax等でお寄せください。



寄附



敦賀ロータリークラブ様
各小学校に絵本を寄附いただきました。

絵本 309冊



有限会社アルソア明樹様
あそまびの森で使用する
授乳椅子を寄附いただきました。

授乳椅子 1脚

※詳細は来月号に掲載予定です。

〒919-1393 若狭町中央1-1
若狭町役場 総務課広報係
TEL : 0770-45-9109
Fax : 0770-45-1115
E-mail : soumu@town.fukui-wakasa.lg.jp

SDGs わかさスマートライフ プロジェクト

便利に・賢く・楽しく暮らして、ハルスケア

寒さで血圧が上がる？ 冬の健康管理のコツ



【冬に血圧が上がるのはなぜ？】

寒い時、身体は熱が外へ逃げることを阻止するため血管を収縮させて細くします。血管の面積が小さくなるので、血液を送る時に大きな力が必要になり、血圧が上がります。夏と冬の血圧差は、10mmHg程度あると言われています。

【ヒートショックを知っていますか？】

急激な温度変化によって血圧が大きく変動することにより、身体に大きな負担がかかることがあります。失神や不整脈などを引き起こし、11月から2月の冬場に起こりやすい「浴槽での事故」の一因となっています。

【気を付けるポイント】

- 脱衣所と浴室を温めて、寒暖差を小さくする。
- 熱いお湯は、急激な血圧上昇を招くので、湯温は38～41℃に設定する。また、湯船につかる時間は10分程度までにする。
- 防寒着やマフラーなどで、急な冷えから体を守る。(首は大きい動脈が通っているので、熱が逃げる)
- 血圧高めの方は、寒い早朝ではなく、寒さの緩んだ日中に運動をする。

問い合わせ 健康医療課 ☎ 0770-62-2721

文芸ひろば

三宅公民館つくし句会

支へ合ふ姉妹の暮らし菊の庭
返り花映画帰りの駅通り

若狭膳俳句会

縁結び出雲に集う神の旅
里山の短き秋を惜しみけり

かをり歌会

米に熊それとも女か清水の揮毫
待たれる今年の漢字

旅初日遙くに霞む白山の
初冠雪は白く輝く

松本 武彦（小川）

岡本 敏（下夕中）
下島 通代（末野）

橋本 弘子（井ノ口）
高木 笑子（杉山）

上中短歌会

六合を今年も炊きし栗ご飯
すそわけすると友に持ちゆく
わが畠にさがし求めし残りし野菜
物価高にいとおしく思う

中村信子（上吉田）

清水 悠（鳥浜）
原 一路（田井）

山口 容子（倉見）

1月

くらしの カレンダー

■子育てのこと ■相談ごと ■健康のこと

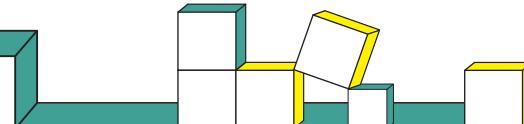


1 木		
2 金		
3 土		
4 日		
5 月		
6 火		こころの相談 10:00-11:30 若狭健康福祉センター
7 水		上中楽々健康体操教室 受付9:30~ 開始10:00~ 歴史文化館2階講堂
8 木	いきいき広場 9:30-11:00 とばっ子、ののはな、中央保育所	
9 金	3歳児健診 受付12:45-13:00 パレア若狭	
10 土		結婚相談 9:30-12:00 パレア若狭
11 日		
12 月		
13 火	いきいき広場 9:30-11:00 わかば、みそみ保育所 心理師と考える子育て相談【要予約】14:00-16:00	心配ごと相談 9:00-12:00 パレア若狭 法律相談【要予約】13:00-16:00 パレア若狭 行政相談 9:00-12:00 熊川公民館
14 水	いきいき広場 9:30-11:00 三宅、気山保育所 12か月児育児教室 受付9:30-9:40 三方保健センター	上中楽々健康体操教室 受付9:30~ 開始10:00~ 歴史文化館2階講堂 オレンジカフェ(認知症カフェ) 10:00-12:00 歴史文化館2階会議室 人権相談 9:00-11:30 シルバー交流プラザ
15 木	おひさま広場(蒸しパンをつくろう)【要予約】 9:30-11:30 明倫保育園 鳥羽ミニすく 10:00-12:00 鳥羽公民館 10か月児育児教室 受付9:00-9:10 三方保健センター	
16 金	すぐすぐ広場(ふれあい遊び)【要予約】 10:00-11:30 パレア若狭 にここに交流会(助産師とお話し・計測) 10:00-11:30 西田公民館	三方楽々健康体操教室 受付9:00~ 開始9:20~ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00~ 開始10:30~ 三方保健センター
17 土		
18 日		
19 月		上中健康体操教室 受付13:30~ 開始14:00~ 歴史文化館2階講堂 心の健康相談 14:00-17:00 二州健康福祉センター
20 火		こころの相談 10:00-11:30 若狭健康福祉センター 行政相談 9:00-12:00 三方公民館
21 水	にここにカフェ【要予約】 10:00-11:30 西田公民館 2歳児育児教室 受付9:00~9:20 三方保健センター	上中楽々健康体操教室 受付9:30~ 開始10:00~ 歴史文化館2階講堂
22 木	いきいき広場 9:30-11:00 とばっ子、ののはな、中央保育所 プレママプレパパ相談会【要予約】 9:30-11:00 パレア若狭	
23 金		三方楽々健康体操教室 受付9:00~ 開始9:20~ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00~ 開始10:30~ 三方保健センター
24 土		
25 日	すぐすぐ広場(パパとおうどん)【要予約】 10:00-11:30 リブラ若狭	
26 月		上中健康体操教室 受付13:30~ 開始14:00~ 歴史文化館2階講堂 心の健康相談 14:00-17:00 二州健康福祉センター
27 火	いきいき広場 9:30-11:00 わかば、みそみ保育所	
28 水	いきいき広場 9:30-11:00 三宅、気山保育所 7か月児育児教室 受付9:00-9:10 パレア若狭	上中楽々健康体操教室 受付9:30~ 開始10:00~ 歴史文化館2階講堂 オレンジカフェ(認知症カフェ) 10:00-12:00 わらく(上吉田)
29 木	4か月児育児教室 受付9:30-9:40 パレア若狭	
30 金	にここに交流会(親子ふれあい英語) 10:00-11:30 西田公民館	三方楽々健康体操教室 受付9:00~ 開始9:20~ 三方保健センター 三方健康体操教室 受付10:00~ 開始10:30~ 三方保健センター
31 土		

※健康体操教室についてのお問い合わせは福寿課 地域包括支援センター（☎0770-62-2702）まで
※ストレス・心の相談は随時受付中 お問い合わせは子育て支援課（☎0770-62-2704）まで
※変更がある場合は、行政チャンネル等でお知らせします。



まちの話題 Town topics



10/26

パレア若狭開館 20 周年記念コンサート

パレア若狭の開館 20 周年を記念した「オーケストラ・アンサンブル金沢＆今川裕代コンサート」を、パレア若狭音楽ホールで開催しました。

開演に先立ち、渡辺町長は「パレア若狭は新たな文化を発信する、町の心臓のような場所である。これから多くの文化が発信されていくことを願っている」と挨拶しました。

コンサートでは、今川裕代さんの纖細で美しいピアノと、オーケストラ・アンサンブル金沢の雄大な響きが調和し、来場者を魅了しました。来場者からは「素晴らしい演奏だった。本格的なオーケストラを聴ける機会はあまりないので大変嬉しい」と、満足そうな声が聞かれました。



▲美しい演奏を披露する出演者（写真中央：今川裕代さん）

11/8

若狭町こども卓球大会

町内の子ども会会員の小学生が参加する「若狭町子ども会卓球大会」が上中体育館で開催されました。

団体戦には 12 チーム 総勢 42 人が出場し、予選リーグを勝ち抜いた各組の 1 位が決勝トーナメントに進み、頂点を争いました。男女別のトーナメント形式で行われた個人戦には 38 人が出場しました。出場した児童たちは、練習の成果を存分に發揮し、熱いラリーを繰り広げていました。

【主な成績】

団体戦優勝：鳥浜 A チーム

個人戦男子の部 優勝：石田 聰汰（天徳寺）

個人戦女子の部 優勝：奥村 梨央（鳥浜）



▲熱戦を繰り広げる選手たち

11/16

若狭町防災訓練

若狭町で震度 6 弱の大地震が発生し、津波警報が発表されたことを想定した若狭町防災訓練を実施しました。

訓練では、災害対策本部設置訓練や集落単位での住民避難訓練、各地区の指定避難所の開設訓練、住民と職員によるダンボールベット等の資機材の設置訓練などに併せて、防災士による非常持出袋など、日頃からの備えについての説明もありました。

また、野木小学校では、VR ゴーグルを用いての災害体験や NTT の災害用伝言ダイヤル体験、キッチンカーによる販売、若狭消防組合による火災時の煙体験などが行われました。

参加者は「煙体験では前が何も見えなかつた。この訓練を通して日頃の備えの大切さを改めて感じた」と話していました。



▲煙体験を終えた参加者

11/16

自転車を活用したまちづくりサミット

県内の自治体が連携し、自転車を活用したまちづくりを目指す「第3回ふくい自転車を活用したまちづくりサミット」が、リブラン若狭で開催されました。

当日は、県内10市町の首長をはじめ、警察や自治体関係者など約100人が参加しました。サミットでは、自転車を生かした観光振興の取り組みや、安心してサイクリングを楽しめる環境整備に関する各地の事例が紹介されました。

嶺南6市町をつなぐ若狭湾サイクリングルート（わかさいくる）の「ナショナルサイクリルート」への指定を目指し、渡辺町長は「安心して自転車を楽しんでいただける環境整備を進めたい」と抱負を述べました。



▲記念撮影をする各市町の首長ら

11/18

山内かぶら収穫祭

町の伝統野菜「山内かぶら」の収穫祭が二本松副町長や県の関係者らが出席して行われ、鳥羽小学校3年生の児童18人が収穫作業を体験しました。

児童たちは、力を込めてかぶらを引き抜き、地面から大きなかぶらが姿を表すと満面の笑みを浮かべていました。体験後には山内かぶらを使用した唐揚げや餃子などが振る舞われました。体験を終えた児童は「かぶらが大きく育って嬉しい。とても美味しかった」と笑顔で話してくれました。

「山内かぶらちゃんの会」代表の飛永恭子さん（山内）は「今年は猛暑の影響で生育に遅れがみられるが、味は上々。多くの方に味わって欲しい」と話していました。収穫は2月末頃まで行われ、県内外の飲食店へ出荷されるほか、町内の直売所などでも販売される予定です。



▲引き抜いたかぶらを手に喜ぶ児童

11/23

若狭町スポーツ協会成立20周年記念事業 ミズノビクトリークリニック

バレーボール元日本代表で長年セッターとして活躍し、ロンドン五輪では28年ぶりの銅メダル獲得に貢献した竹下佳江さんによる指導会「ミズノビクトリークリニック」が、上中体育館で開催されました。

この指導会は、若狭町スポーツ協会の成立20周年記念事業として開催されたもので、町内の中学・高校でバレーボールに励む生徒約50人が参加しました。

指導会では、トスを上げる際には素早くボールの下に入ることや、スパイク時にはボールを前で捉えることなど、竹下さんが技術のポイントを分かりやすく指導していました。

参加した上中中学校女子バレーボール部の荒木翼沙さん（堤）は、「自分の課題を克服するための助言をいただいた。この経験を今後に活かしていく」と力強く語っていました。



▲スパイクの指導をする竹下さん（写真中央）



骨粗しょう症について

高齢になると骨の形成と吸収のバランスが崩れ、骨がスカスカになって骨折しやすくなります。特に女性は閉経後のホルモン変化が影響します。要介護になる原因の約20%に骨粗しょう症が関係しており、背骨・股関節・手関節などが骨折しやすい部位です。一度骨折すると周囲の骨も折れやすくなる（ドミノ骨折）ことがあります。

骨粗しょう症は骨折が起こる前に治療を始めるのが理想です。診断には骨密度の計測を行い、当院ではDEXAで腰椎と大腿骨近位部の骨密度を測定します。骨粗しょう症と診断された場合は、年齢や既往歴、生活習慣、持病などを考慮し、適切な治療を開始します。治療内容については今後の号で紹介予定です。

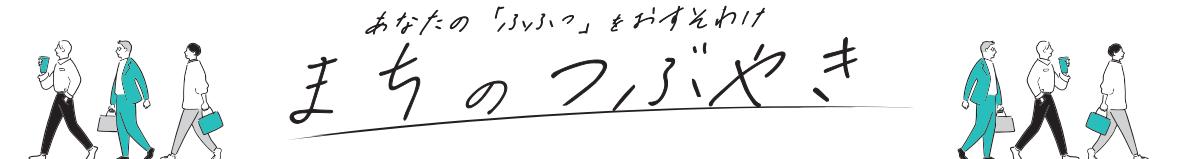


外来担当医表は
ここからチェック



▲上中診療所ホームページ

問い合わせ 健康医療課 上中診療所 ☎0770-62-1188



このコーナーでは、毎月テーマを設けて、みなさんからの投稿を募集します！

何気ない日常の一コマでも、読んだ人が「ふふっ」と笑ったり、「わかる～！」と共感したり、そんなみなさんの周りの「楽しい」「面白い」を、ぜひ気軽にお寄せください。

今月の
テーマ

これが私のぬくもり術

私のぬくもり術は“こたつむり”になることです。こたつに入ると、殻（こたつ）を背負ったまま移動不能に。家族からは“冬眠してる？”と心配されますが、これは立派な季節行事です。（みゅさん／40代／女性）

冬になると誰しも“こたつむり”的な血が騒ぎます。かく言う私も立派な“こたつむり”！今年の冬も“こたつむり”が大量発生することでしょう！（編集者：M）

寒い冬のぬくもり術はキムチ鍋！一口食べるとカプサイシンが体の中を駆け回り、汗が噴き出してまるで家庭用サウナ。家族から心配されるほど汗をかくまでが毎年の恒例行事です。（隣のトナカイさん／30代男性）

冬のキムチ鍋美味しいですよね！読んでいるだけで体から汗が滝のよう…。キムチ鍋の日は真冬でも半袖半ズボンで！！（編集者：M）

来月の
テーマ

我が家のお正月の過ごし方

一年のスタート、あなたの家ではどんな“儀式”がありますか？おせちをめぐる攻防戦、おみくじに二喜三憂する初詣など。

家族の恒例行事から、なぜか続いている謎の習慣まで、クスッと笑える“我が家のお正月”を教えてください。

メールにてご応募ください 匿名OK!

QRコード メールに、・ペンネーム
・年齢・投稿内容
を記入してお送りください。
koho@town.fukui-wakasa.lg.jp

応募締切
1/1

町の食育と地産地消の情報をシリーズでお届けします。今回は発酵食品の味噌についてです。

発酵食品は、穀物や大豆などに麹菌や乳酸菌などの微生物が作用して作られる食品です。味噌、醤油、納豆、ビール、ヨーグルトなどが代表例です。人間の味覚には甘み、苦味、塩味、酸味のほかに「うま味」があります。発酵食品がおいしく感じられるのは、発酵によって食材のたんぱく質やでんぷんが分解され、味覚センサーに感知されやすいアミノ酸や糖に変わるためにです。

発酵食品は、その土地の気候や風土を活かし先人の知恵が詰まった食文化です。これからも大切にしていきたいですね。

45年以上、岩屋で受け継がれる味

「岩屋特産加工グループ」が守る“縄文みそ”

町内で長年味噌づくりを続ける「岩屋特産加工グループ」。素朴でやさしい味わいの“縄文みそ”は、地域の食卓を支える存在として愛されています。今回は、味噌づくりの歴史やこだわりを伺いました。

45年以上続く、地域に根ざした味噌づくり

グループの味噌づくりは45年以上前から岩屋の加工場で行われています。「気がつけば何十年も味噌と向き合っています」と話すのはグループ最年長の瀬尾さん。長年の経験が、地域に欠かせない味を育んできました。当初は個人で味噌づくりをしていた6人が「一緒に作ろう」と声をかけ合いグループを結成。商品名は“縄文みそ”。現在は4人で活動し、材料を持ち込めば作業だけを請け負う昔ながらのスタイルも継承しています。

素材の良さを活かしたこの味を後世に

縄文みそのこだわりは、町内産のお米で作る麹と県内産大豆を同量で使うこと。余計なものを加えず、素材本来の甘みを引き出しています。「麹・大豆・塩だけのシンプルな味だからこそ、素材の良さがそのまま出るんです」と皆さん。

麹7.5kg・大豆6.5kg・塩3.7kgで1樽27kgの味噌を仕込みます。この重労働を4人で1日4回、シーズンに20樽以上。体力勝負の作業が、半年後のおいしい味噌を支えています。「作業自体は難しくないし、長年やっていると自然と体が動きます。後継者育成は課題ですが、縄文みそを後世に残したい」と笑顔で話していました。

縄文みそは、道の駅三方五湖でのパック販売や加工場で量り売りも実施しています。リピーターも多く、「この味噌を食べたらほかの味噌は食べられない」という声もあるほど。「麹・大豆・塩だけの無添加味噌です。素朴で飽きない味を、ぜひ町内の方々にも味わってほしい」と自身に満ちた表情の皆さん。地域に根ざした味と4人の想いが詰まった逸品です。



▲岩屋特産加工グループのみなさん
左から
清水清子さん
瀬尾澄子さん
澤千枝子さん
澤まゆみさん

岩屋特産加工場
若狭町岩屋 53-38-1
(スタッフは常駐していません)

農林水産省：にっぽん伝統食団
縄文みそ

問い合わせ 農林水産課 ☎0770-45-9102

その不用品、ごみとして処分する前に、 リユース＝再利用することで 処分費用や運搬の手間を無くせるかも。



不要品※1として捨てられるものの中には、まだまだ使える品物が数多く含まれています。若狭町では下記のサービスを展開する事業者と「リユースに関する連携協定」を締結し、より多くの方が手軽にリユースに参加できるよう、町からの広報を通じて啓発・推進を行っております。※1 不要品とは：まだ使用できるが、使わないもの

不要品をなるべく高く売りたい場合	不要品を譲りたい場合
おいくら? <small>(株)マーケットエンタープライズ</small> 複数のリユースショップの買取価格を比較し、よりよい条件で売却できるサービス	ジモティー <small>(株)ジモティー</small> ご家庭で不要になった家具等の引き取り手を地域内で探すことのできるサービス
 <small>*再販できる物品が買取対象となりますので、すべての物品を引き取りできるものではありません。</small>	
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料・手数料無料 ● 自分では運べないような大型製品も売却対象 ● 出張買取では、自宅まで買取に来てくれる ● 土日祝日や最短当日中に売却できる場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用料・手数料無料 (システム内決済サービスには手数料が必要) ● 0円でも出品が可能で、買取店やフリマサイトでは通常値段がつかない品物も取引が可能 ● 取引は直接手渡しだから大きな品物でも梱包の手間なしで簡単
 「おいくら」一括査定 はこちらから	 「ジモティー」公式サイト はこちらから

◆リユースの利点◆

売る人は費用と手間をかけずに処分ができる、買う人は欲しいものを安く入手でき、廃棄物の減量化も達成できる三方(さんぽう)よしの取り組みがリユースです。また、すでに形ある製品を社会の中で再循環するため、環境面・経済面で負荷が小さく自然環境に優しいという点でもすぐれています。

※サービス利用にかかるご不明点は、事業者に直接お問い合わせください。

※サービス利用によるトラブルや損害等について、本町は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

環境安全課 ☎0770-45-9126